

# 【登米市石越公民館の印刷料金・コピー料金等について】

令和6年4月1日改正

地区コミュニティ、社会教育団体などの各種団体が石越公民館の機器を使用しての印刷・コピー代等については下記のとおりとなりますので、使用後に事務局で納付して下さい。  
(※営利目的または公民館で印刷に適さないものは印刷できません)

※原則として、使用可能な時間帯は平日の職員勤務時間内(8:30~17:15)と致します。

## ① 事務室のコピー機を使用する場合

(原稿をお預かりして職員がコピーします。)

★1枚につき 10円(A3サイズまで) ×枚数

※両面コピー：1枚あたり 20円

※カラーコピー：1枚あたり 50円

※カラー両面コピー：1枚あたり 100円

★賞状 100円 ×枚数

【※持ち込み有りの場合は1枚10円となります】

## ② 印刷室の印刷機を使用する場合

操作につきましては、分からない場合は職員が使用方法等をお教えいたします。  
使用者が印刷を行って下さい。機器にトラブルがあった場合は、使用を中止してすぐに職員に連絡して下さい

(紙詰まり、インク切れ、マスター切れ、排版交換含む)

### ※新料金について【H28.10.1~】

⇒ 別紙の登米市教育施設印刷機利用単価表により算出致します。

◎1製版40円+インク0.4円×印刷〇枚=〇円

※原則として、使用する紙は持参願います。

↳ ※紙代は、1枚あたりコピー用紙2円・色上質紙4円でのお支払いとなります。

## ③ 印刷室の大判プリンタを使用する場合

ポスター、看板等の印刷で専用のソフトを使用して職員が印刷します。  
原則として社会教育団体行事や地区コミュニティ行事使用等に限定します。

・看板、垂れ幕 1mあたり200円(白黒・カラーも同じ)

※端数は、m単位での計算となります。〔例〕1.5mの場合、200円×1.5=300円

・A2判ポスター 100円 (サイズ420×594)

・A1判ポスター 200円 (サイズ841×594)

## ④ ラミネートを使用する場合

◎1枚40円(サイズに関係なく)

【※シートを持ち込んだ場合は無料となります】